

児童虐待防止対策の強化を図るための 児童福祉法等の一部を改正する法律

(令和元年6月26日法律第46号)

下 山 憲 治

はじめに

児童の権利擁護や虐待の防止対策は、児童福祉法および児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」）を中心に法制度が構築されてきた。そして、近年の児童虐待件数の増加や虐待によって児童が死亡するなどその深刻化が社会的な取り組み課題として意識され、これら法律について頻繁に改正が行われてきた。

2016（平成28）年、第190回国会で成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「2016年改正法」）では、児童が権利の主体であることを児童福祉法の理念として明確化するとともに、特別区が希望に応じて児童相談所（以下「児相」）を設置できること、児童虐待防止法における懲戒権規定について親権者は児童の「しつけ」に際して監護および教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないことを明示したり、児相に、児童心理司、医師または保健師、指導・教育担当の児童福祉司（スーパーバイザー）のほか、弁護士の配置またはこれに準ずる措置を行うこと等とされた⁽¹⁾。

つぎに、2017（平成29）年、第193回国会で成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「2017年改正法」）では、2016年改正法の附則第2条第2項において検討課題とされた裁判所の関与の在り方の検討と必要な措置について、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導に関する司法関与と家庭裁判所による一時保護の審査制度の導入ほか、接近禁止命令を発することができる要件の拡大等が行われた⁽²⁾。

2018（平成30）年度の児相における児童虐待相談対応件数は、表－1にあるとおり、16

(1) 拙稿「児童福祉法等の改正について」自治総研463号（2017年）79頁以下参照。

(2) 拙稿「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」拙編『地方自治関連立法動向 第5集 第193常会～第195特別会』（2018年）333頁以下参照。

万件近くとなり、増加し続けている。その主な要因は、心理的虐待に係る相談件数の増加と、警察等からの通告件数の増加があげられている。また、表－2にあるとおり、深刻な児童虐待により死亡事例も毎年記録されており、2017年度の児童虐待による死亡事例は52人（心中を除く）となっている。

2017年改正法施行直前に目黒区で虐待による5歳児の死亡事例が報道等を通じて大きく取り上げられたこともあり、同法施行後、転居に伴う児相間の情報共有の徹底や子どもの安全確認、児相と市町村の体制・専門性の強化などについて、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（2018年7月20日。以下「緊急総合対策」）や児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（2018年12月18日。以下「新プラン」）が決定された。さらに、2019（平成31）年には千葉県野田市・北海道札幌市でも死亡事例があり、児相と市町村の専門性・体制の更なる強化に向け、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（2019年2月8日）と、児童の権利擁護や児童虐待発生予防・迅速対応等を推進する同「児童虐待防止対策の抜本的強化につ

表－1 児相での児童虐待相談対応件数とその推移

1. 平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

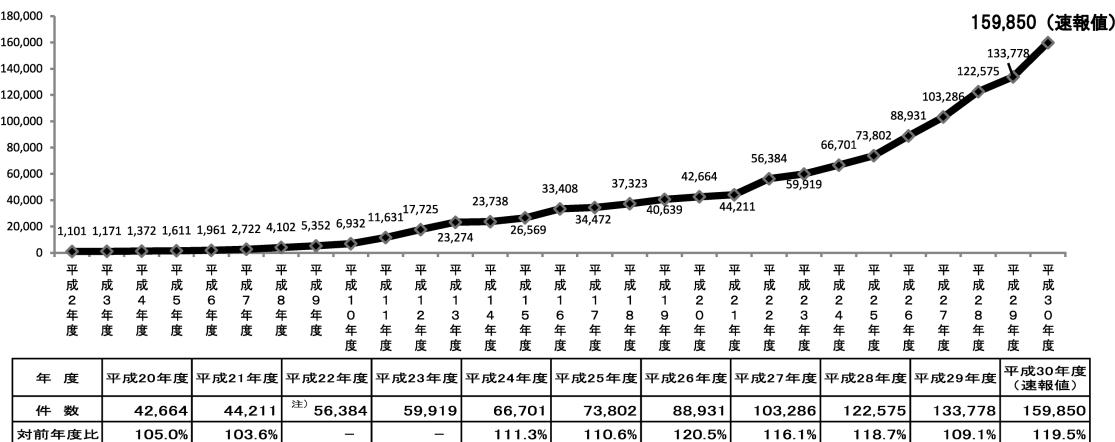
平成30年度中に、全国212か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は159,850件（速報値）で、過去最多。

* 対前年度比119.5%（26,072件の増加）

※ 相談対応件数とは、平成30年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

※ 平成30年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る

2. 児童虐待相談対応件数の推移



注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3. 主な増加要因

○ 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（平成29年度：72,197件→平成30年度：88,389件（+16,192件））

○ 警察等からの通告の増加（平成29年度：66,055件→平成30年度：79,150件（+13,095件））

（平成29年度と比較して児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取り）

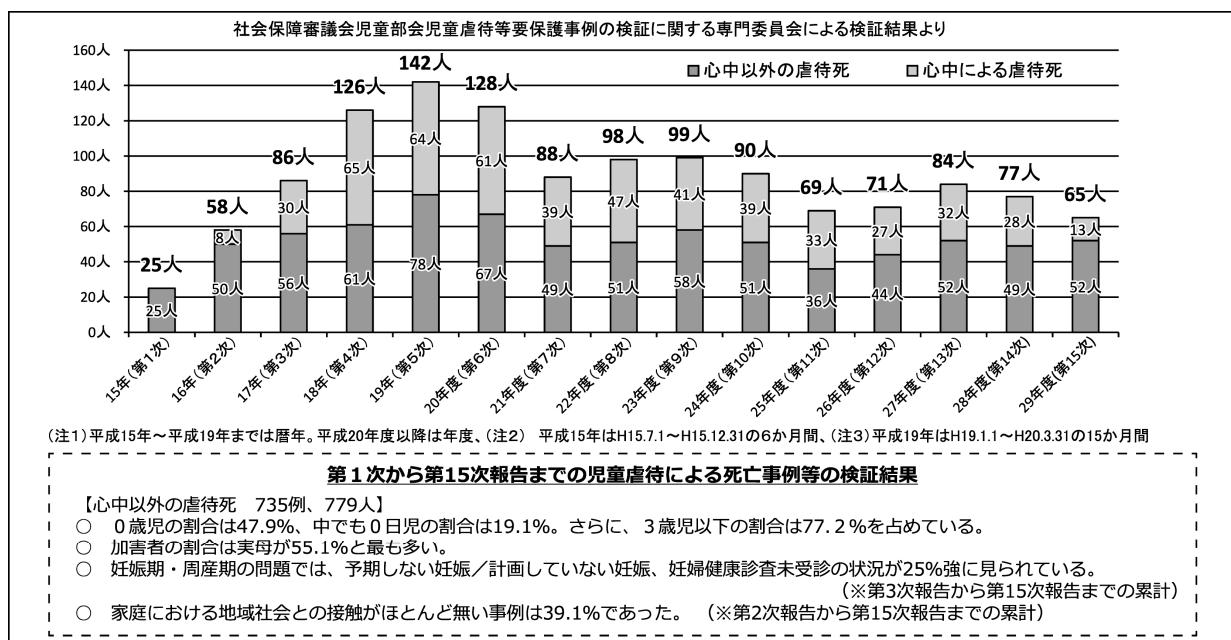
○ 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。

出典：厚生労働省作成「令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」資料より。

いて」（2019年3月19日）が相次いで決定され、それに基づく対策が講じられてきている。

2019（令和元）年、198回国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「本法」）は、2016年改正法附則第2条第3項で、同法施行後2年以内に「児童相談所の業務の在り方、……要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るために方策」について検討を加え、必要な措置を講ずることとされていたことを受けたものである。2019年3月19日に第198回国会に内閣から本法の基礎となる同改正法案（以下「改正法案」）が提出され⁽³⁾、衆議院で一部修正された（以下「本法案」）上で、2019年6月19日に本法⁽⁴⁾が成立し、同年6月26日に公布された。

表－2 児童虐待による死亡事例の推移（児童数）



出典：厚生労働省作成「令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」資料より。

- (3) この改正法案については、鈴木亜由美「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等改正案——主な内容と論点——」立法と調査412号（2019年）70頁以下および衆議院調査局厚生労働調査室『第198回国会 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）』（令和元年5月）が詳しく、本稿でも参考にした。
- (4) 本法については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室「児童の虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」法律のひろば72巻10号（2019年）4頁以下および早川直樹「児童虐待防止対策の強化——児童の権利擁護、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化など」時の法令2085号（2019年）32頁以下参照。

I 改正法案の検討過程とその内容

1. 厚生労働省の審議会等における議論

(1) 新しい社会的養育ビジョン

2016年改正法を受け、社会的養育の在り方を検討するため、厚生労働省に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置された。同検討会は2017年8月2日に「新しい社会的養育ビジョン」（以下「ビジョン」）を取りまとめ、市町村を中心とした支援体制の構築、児相の機能強化等の改革項目が示され、目標年限とその実現の計画的推進が示された。その中では、特に子どもの権利を保障するため、児相の機能強化、市区町村の子ども家庭支援や子どもを含めた意思決定等が提言された。

(2) 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ

2018年8月、2016年改正法附則第2条第3項に関する検討を行うため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会に「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」（以下「WG」）が設置された。WGは、今後の児相の業務の在り方等を含めた市町村と都道府県の取組と方向性および取り組むべき事項を整理した。

同年12月27日に公表された「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」（以下「WGとりまとめ」）では、児相における通告に対する迅速かつ的確な初期対応と必要な保護実施のための体制が必要であり、児相における保護機能と支援マネジメント機能の分化、弁護士・医師との日常的な対応に向けた体制整備、児相のみではなく、市町村における相談・支援体制の強化等が提言された。さらに、児童福祉司等の任用要件の厳格化、人材の資格化の検討、子どもの意見表明権を保障する仕組みの創設等が示された。

2. 改正法案の主な内容

(1) 児童の権利擁護

① 親権者等による体罰の禁止と懲戒権の在り方の検討

2016年改正法では体罰禁止の明文化は見送られたものの、国会審議においても論点の一つとなつた⁽⁵⁾。児童の権利に関する条約（以下「児童の権利条約」）第19条第1項では、保護者による「あらゆる形態の身体的若しくは精神的暴力」等から子どもを保護するための立法等を締約国に求めており、国連子どもの権利委員会も、体罰禁止規定の創設を日本に勧告している⁽⁶⁾。

改正法案では、児童の親権者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護・教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと、児相所長等も、監護、教育および懲戒に関し必要な措置を探ることができるが、体罰を加えることはできないこととし、施行後2年を目途として、民法第822条の懲戒権の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとされた。

② 児童の安全確保に関する児相業務の明確化

虐待の危険性が解消されたと判断して子どもが家庭に復帰した後も虐待が再発する事例があり、緊急総合対策で取り上げられているとおり、児相による継続的な家庭状況等の把握や援助が必要とされている。

改正法案では、児相の業務として、児童の権利保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保することとされた。

③ 児童が意見を述べる場合における配慮および児童の意見表明権の保障に向けた検討

子どもの意見表明権は児童の権利条約第12条第1項で規定されてはいるものの、2016年改正法では十分な対応ができなかつた。ビジョンでは「子どもの意見表明権の保障」について新制度の構築が求められ、また、WGとりまとめでも、すべての

(5) たとえば、第190回国会衆議院厚生労働委員会議録第18号（平成28年5月18日）9頁2段目以下および11頁2段目以下参照。

(6) Committee on the Rights of the Child, Concluding observations on the combined fourth and fifth periodic reports of Japan, 5 March 2019, CRC/C/JPN/CO/4-5, p. 6.

子どもの意見表明権を保障する制度構築を目指し、海外も含めた先行事例の検討と速やかな展開（たとえば第三者性のある後見監督的なアドボケイター制度など）が提言された。

改正法案では、児童福祉審議会が児童等の意見を聴く場合においては、意見を述べる者的心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならないこと、また、政府は、改正法案の施行後2年を目途として、児童の保護・支援に当たって、児童が意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする附則が付された。

（2）児相の体制強化・関係機関間の連携強化

① 児相の介入機能と支援機能の分離等

児相職員の業務分担の在り方は、原則として各自治体または各児相に委ねられているが、児相職員が当該家族との関係を重視する余り一時保護等の介入措置を躊躇してしまい、介入的対応が不十分で、適切な保護機能を果たせていない児相がある等の指摘があることが社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会「報告（提言）」（2016年3月10日。以下「報告（提言）」）で取りあげられていた。

改正法案では、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に当該児童の保護者への指導を行わせることなど必要な措置を都道府県が講じなければならないとされた。

② 児相への弁護士、医師・保健師の配置等

2016年改正法により、都道府県は児相における弁護士の配置またはこれに準ずる措置を行うものとされた。同法施行後、児相に配置されている弁護士数は常勤・非常勤とも増加傾向にあるが、半数の児相は弁護士事務所との契約等によるなど、自治体による対応は分かれている（表－3）。また、同改正法では、児相に医師または保健師を配置することとされ、全国の児相の91.6%に医師が、55.3%に保健師が配置されている（表－4）。

改正法案では、都道府県は、児相がその業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするもの等について當時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に

行うための体制整備を促進するため、児相における弁護士の配置またはこれに準ずる措置を行うこととされた。また、児童の健康・心身の発達に関する専門的な知識および技術を必要とする指導に当たる所員の中に医師および保健師がそれぞれ一人以上含まれなければならないこととされた。

表－3 児相における弁護士の活用状況等（厚生労働省子ども家庭局福祉課調べ）

| 平成31年4月1日現在における弁護士の活用状況 | | | | | |
|-------------------------|---------------------------|-----|---------------------------|------|------------------------------------|
| 児童相談所数 | 常勤職員※ (配置割合 (÷児童相談所数)) | | 非常勤職員 (配置割合 (÷児童相談所数)) | | 弁護士事務所との契約等箇所数 (配置割合 (÷児童相談所数)) |
| | 箇所数 | 人 数 | 箇所数 | 人 数 | |
| 215箇所 | 11箇所 (5.1%) | 14人 | 94箇所 (43.7%) | 156人 | 110箇所 (51.2%) |

(※) 常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県（1箇所、1人）、福岡県（1箇所、1人）、横浜市（1箇所、1人）、川崎市（1箇所、1人）、新潟市（1箇所、3人（本庁と兼任））、名古屋市（3箇所、3人）、大阪市（1箇所、1人）、福岡市（1箇所、1人）、明石市（1箇所、2人）

表－4 児相における医師・保健師の配置状況（児相数215か所）

| ○医師 | 配置児童相談所数 | 未配置児童相談所数 |
|--|---------------|--------------|
| | 197か所 (91.6%) | 18か所 (8.4%) |
| (参考) | | |
| (参考) 常勤配置 30か所 (14.0%) 非常勤配置 184か所 (85.6%) | | |
| ○保健師 | 配置児童相談所数 | 未配置児童相談所数 |
| | 119か所 (55.3%) | 96か所 (44.7%) |
| (参考) | | |
| (参考) 常勤配置 102か所 (47.4%) 非常勤配置 22か所 (10.2%) | | |
| ※ 医師・保健師両方配置児童相談所数 :108か所 (50.2%) | | |
| 【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ H31.4.1現在】 | | |

出典：2019年8月2日児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場（第1回）参考資料より。

③ 児童心理司とその配置基準

児童心理司は、2016年改正法により児相に配置しなければならないこととされ、医師であって精神保健に関する学識経験者等の任用要件が定められたほか、配置基準については政令で定める基準を標準として都道府県が定めるとされた。しかし、政令による基準は設定されず、児相運営指針において児童福祉司2人につき1人以上配置するとされていた。

改正法案では、虐待等を受けた子どもに対するカウンセリング充実等の観点から、心理に関する専門的な知識および技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めることと条文が整理された。

④ 児童福祉司・指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）の任用要件の見直し等

児童福祉司は児相の業務において中核的な役割を担うが、人事異動や退職などにより勤務経験が短い職員が多く、専門性向上が課題として指摘された。WGとりまとめでは、人材の資質向上に向けて年限を区切った検討が提言され、また、児童福祉司およびスーパーバイザーの任用要件を厳格化することによる専門性の強化も求められた。

改正法案では、児童福祉司の任用要件の一部について、社会福祉主事として2年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務）に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの等を加えること、児相所長および児童福祉司として任用することができる者として精神保健福祉士および公認心理師を追加することとされた。

スーパーバイザーについて、児童福祉司として概ね5年以上勤務したものであって、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならないこととされた。

また、政府は、改正法案の施行後1年を目途として、改正法案の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識および技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るために方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた。

⑤ 児相の業務評価の実施

児相および市町村の業務内容は児相運営指針等によって示されているが、報告（提言）では、そのクオリティには相違があると指摘され、「自治体が行う子ども

家庭相談支援が全国どこの自治体においても高い水準を保つためには、的確に評価できる機関による第三者評価制度が必要」であるとされた。また、ビジョンにおいても、「児童相談所を含めたすべての児童福祉機関の評価を行う機構の創設」が求められた。WGとりまとめでは、「行政組織内だけではなく、第三者の視点も踏まえた見直しを進めることができる仕組みが必要」とされ、「自己評価及び第三者評価を行う仕組みの創設に迅速に取り組む」こと、また、「既に取り組んでいる自治体の取組例や海外の例等も参考とし、国において、標準的な指標や評価機構なども含め、評価にばらつきが生じないよう、より効果的な評価の在り方を検討した上で、ガイドラインの策定等を行い、全国展開に向けて段階的に取り組む」ことが提言された。

改正法案では、都道府県知事は、児相が行う業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならないこととされた。

(3) 児相の設置促進

現在、児相の設置は都道府県と政令市に義務付けられており、2006（平成18）年4月からは中核市も児相を設置でき、2016年改正法により2017年4月からは特別区も児相を設置できることとなった。2016年改正法附則第3条では、中核市と特別区における児相の設置について同法施行後5年を目途として設置支援等の必要な措置を講ずるとされたが、2019年4月現在、中核市で児相を設置しているのは3市である（表-5）。

また、児相は、かつて人口50万人に最低1か所等との基準が児相運営指針で記載されていたが2009（平成21）年に削除され、現在、児童福祉法施行規則第5条の2において、児相の管轄区域は「居住する児童数その他社会的環境を考慮して」定めなければならないとされ、児相ごとに管轄区域面積や居住児童数、職員の担当件数にもばらつきがある。

改正法案では、児相の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参照して都道府県が定めるものとするとされた。なお、政府は、改正法案の施行後5年間を目途として、児相および児童を一時保護する施設の整備の状況、児童福祉司その他の児相の職員の確保の状況等を勘案し、中核市および特別区が児相を設置することができるよう、児相等の整備並びに職員の確保・育成

の支援その他必要な措置を講ずることとされた。

表－5 中核市等児相の設置について（平成31年4月時点）

| 1 中核市（対象：54市） | |
|-----------------------|---|
| ・「設置済」（3ヶ所） | : 横須賀市、金沢市、明石市（平成31年4月設置） |
| ・「設置する方向」（1ヶ所） | : 奈良市 |
| ・「設置の方向で検討中」（5ヶ所） | : 旭川市、船橋市、柏市、豊橋市、鹿児島市 |
| ・「設置の有無を含めて検討中」（26ヶ所） | : 盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、八王子市、長野市、岐阜市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、和歌山市、松江市、吳市、福山市、松山市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市 |
| 2 特別区（対象：23区） | |
| ・「設置する方向」（16ヶ所） | : 千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区 |
| ・「設置の方向で検討中」（6ヶ所） | : 中央区、台東区、渋谷区、杉並区、北区、足立区 |

※ 上記に記載のない市区については、調査時点において「設置しない」若しくは「未検討」と回答。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

出典：2019年8月2日児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場（第1回）参考資料より。

（4）関係機関間の連携強化

① 関係機関の職員等の守秘義務と関係機関間の情報共有

児相職員には守秘義務とその義務違反に対する罰則（児童福祉法第61条）が、また、市町村に設置される要保護児童対策地域協議会において要保護児童等に関する情報交換を行う構成員にも守秘義務が課されている（同法第25条の5）。しかし、前述の野田市の事例では教育委員会が児童のアンケートの写しを虐待していたとされる保護者に渡してしまったことが問題視された。

改正法案では、虐待を発見しやすい学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこととされた。な

お、守秘義務に関する法律の規定は、国・地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない旨も明記された。

② 早期発見とDV・児童虐待対応の連携強化

前述の野田市の事例では両親の間でDVがあったとされ、配偶者間に暴力のある家庭では児童への暴力もある傾向にあるとの調査結果（内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」（2018年3月））があり、配偶者間の暴力と児童虐待への対応について連携した協力体制の更なる充実が求められた。

改正法案では、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会および配偶者暴力相談支援センターが含まれること等が明確化され、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により、被害者の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児相が含まれることが明確化された。

（5）検討規定

改正法案附則では、①一時保護等の措置に係る手続の在り方、②児童福祉司の資格の在り方や資質向上のための方策、③児童の意見表明の機会の確保と支援の仕組み、④民法第822条の懲戒権の規定の在り方、⑤中核市・特別区の児相設置に係る支援、そして、⑥児相等の整備と職員の確保・育成支援等について、検討を加え、必要な措置を講ずるものとされた。

（6）施行期日

改正法案の施行期日は、2020年4月1日とされた。なお、弁護士の配置、医師および保健師の配置並びに児童福祉司およびスーパーバイザーの任用要件の見直しについては2022年4月1日、児相の管轄区域については2023年4月1日が施行期日とされた。

II 本法の概要

後述のとおり、改正法案は衆議院において一部修正を受け、本法案が参議院で成立し本法となっている。これら改正の趣旨は、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利

擁護、児童の体制強化および関係機関間の連携強化等の措置を講ずることにある。本法の概要は、次のとおりである。なお、下線部は衆議院による修正部分である。

1. 児童の権利擁護

(1) 親権者等による体罰の禁止（2020（令和2）年4月1日施行）

- ① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護および教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと（虐待防止法第14条第1項関係）。
- ② 児童所長、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者（小規模住居型児童養育事業における養育者）および里親は、監護、教育および懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと（児童福祉法第33条の2第2項および第47条第3項関係）。

(2) 懲戒権の在り方の検討（2020年4月1日施行）

政府は、本法の施行後2年を目途として、民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること（本法附則第7条第5項関係）。

(3) 児童の安全確保に関する児童の業務の明確化（2020年4月1日施行）

都道府県（児童）の業務として、児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保することを規定すること（児童福祉法第11条第1項関係）。

(4) 児童福祉審議会における児童等の意見聴取の際の配慮事項（2020年4月1日施行）

児童福祉審議会が児童福祉法第8条第6項の規定により児童、妊産婦および知的障害者、これらの者の家族その他の関係者の意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならないこと（児童福祉法第8条第7項関係）。

(5) 児童の意見表明権を保障する仕組みの検討（2020年4月1日施行）

政府は、本法の施行後2年を目途として、児童の保護および支援に当たって、児童の意見を聴く機会および児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること（本法附則第7条第4項関係）。

2. 市町村および児相の体制強化等

(1) 市町村・都道府県における体制の整備等に対する国の支援等（2020年4月1日施行）

- ① 都道府県知事は、市町村の児童福祉法第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる（児童福祉法第11条第2項関係）。
- ② 都道府県は、児童福祉法による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保および資質の向上のために必要な措置を講じなければならないこと（児童福祉法第11条第6項関係）。
- ③ 国は、市町村および都道府県における児童福祉法第10条第4項および第11条第6項の体制の整備および措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならないこと（児童福祉法第10条第5項および第11条第7項関係）。

(2) 児相の介入機能と支援機能の分離等（2020年4月1日施行）

都道府県は、保護者への指導を効果的に行うため、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならないこと（虐待防止法第11条第7項関係）。

(3) 児相への弁護士の配置等（2022（令和4）年4月1日施行）

都道府県は、児相がその業務のうち、児童福祉法第28条第1項各号に掲げる措置を探ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言または指導の下で適切かつ円滑に行うため、児相における弁護士の配置またはこれに準ずる措置を行うものとすること（児童福祉法第12条第4項関係）。

(4) 児相への児童心理司の配置基準（2020年4月1日施行）

心理に関する専門的な知識および技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとすること（児童福祉法第12条の3第7項関係）。

(5) 児相への医師および保健師の配置（2022年4月1日施行）

児童の健康および心身の発達に関する専門的な知識および技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師および保健師が、それぞれ1人以上含まれなければならないこと（児童福祉法第12条の3第8項関係）。

(6) 児相への児童福祉司およびスーパーバイザーの配置基準等（下記の①から④まで、⑥および⑧は2020年4月1日施行、⑤および⑦は2022年4月1日施行）

① 児童福祉司の数の基準は、各児相の管轄区域内の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、里親への委託の状況および市町村における児童福祉法による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定めるものとすること（児童福祉法第13条第2項関係）。

② 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待に係る相談に応ずる件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとすること（本法附則第6条関係）。

③ 児相所長および児童福祉司として任用することができる者に精神保健福祉士および公認心理師を追加すること（児童福祉法第12条の3第2項および第13条第3項関係）。

④ 判定をつかさどる所員および児童心理司の中に含まれなければならない者として公認心理師を追加すること等（児童福祉法第12条の3第5項および第6項関係）。

⑤ 児童福祉司として任用することができる者のうち、社会福祉主事である者に必要な実務経験について、児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（相談援助業務）に2年以上従事したこととすること（児童福祉法第13条第3項関係）。

⑥ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司がその職務を行うため必要な専門的技術に関する指導および教育を行うスーパーバイザーが含まれなければならないこと（児童福祉法第13条第5項関係）。

⑦ スーパーバイザーは、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者であって、

厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならぬこと（児童福祉法第13条第6項関係）。

⑧ 都道府県は、保護者への指導を効果的に行うため、スーパーバイザーに児童福祉司がその職務を行うため必要な専門的技術に関する指導および教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導および教育を行わせなければならないこと（虐待防止法第11条第7項関係）。

(7) 児相の業務に関する質の評価等 (2020年4月1日施行)

① 都道府県知事は、児相が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならないこと（児童福祉法第12条第6項関係）。

② 国は、前記①の措置を援助するために、都道府県知事が行う児相の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこと（児童福祉法第12条第7項）。

(8) 児童虐待の再発防止のための措置 (2020年4月1日施行)

① 都道府県知事または児相所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号または第26条第1項第2号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的または心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとすること（虐待防止法第11条第1項関係）。

② 都道府県知事が児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案事項に、当該児童の家庭環境が含まれる旨を明確化すること（虐待防止法第13条第1項関係）。

(9) 児相の体制の強化に対する国の支援等の在り方の検討 (公布日施行)

政府は、速やかに、児相の職員の処遇の改善に資するための措置、一時保護所および委託を受けて一時保護を行う者の量的拡充に係る方策、当該施設または当該者が行う一時保護の質的向上に係る方策その他の児相の体制の強化に対する国の支援その他
の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること（本法附則第7条第1項関係）。

(10) 児童の福祉に関し支援を行う者についての必要な資質の向上を図るための方策の検討（2020年4月1日施行）

政府は、本法の施行後1年を目途として、本法の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識および技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること（本法附則第7条第3項関係）。

3. 児相の設置促進

(1) 児相の管轄区域の策定基準（2023（令和5）年4月1日施行）

児相の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参照して都道府県が定めるものとすること（児童福祉法第12条第2項関係）。

(2) 中核市および特別区に対する児相の設置支援（2020年4月1日施行）

① 政府は、本法の施行後5年間を目途として、児相および一時保護所の整備の状況、児童福祉司その他の児相の職員の確保の状況等を勘案し、中核市および特別区が児相を設置することができるよう、児相および一時保護所の整備並びに職員の確保および育成の支援その他必要な措置を講ずるものとすること（本法附則第7条第6項関係）。

② 政府は、前記①の支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとすること（本法附則第7条第7項関係）。

③ 政府は、本法の施行後5年を目途として、前記①の支援その他必要な措置の実施状況、児相の設置状況および児童虐待をめぐる状況等を勘案し、児相および一時保護所の整備並びに職員の確保および育成の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること（本法附則第7条第8項関係）。

4. 関係機関間の連携強化

(1) 連携強化すべき関係機関の明確化（2020年4月1日施行）

国および地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関間の連携の例示として、関係地方公共団体相互間並びに市町

村、児相、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校および医療機関の間の連携を明記すること（虐待防止法第4条第1項関係）。

(2) **児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化** (2020年4月1日施行)

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会および配偶者暴力相談支援センターが含まれること、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官および婦人相談員が含まれることを明確化すること（虐待防止法第5条第1項関係）。

(3) **児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務** (2020年4月1日施行)

- ① 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこと（虐待防止法第5条第3項関係）。
- ② 前記①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第5条第2項の規定による国および地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと（虐待防止法第5条第4項関係）。

(4) **DV対応と児童虐待対応との連携強化** (2020年4月1日施行)

DV被害者およびその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児相が含まれることを明確化すること（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第9条関係）。

(5) **要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務** (2020年4月1日施行)

関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと（児童福祉法第25条の3第2項関係）。

(6) 児童が転居する場合の措置（2020年4月1日施行）

児相所長は、児童虐待を受けた児童が住所または居所を当該児相の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童および当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所または居所を管轄する児相所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとすること。この場合において、当該情報の提供を受けた児相所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとすること（虐待防止法第4条第6項関係）。

5. 検討事項等

(1) 検討事項（③および④は公布日施行、①および②は2020年4月1日施行）

政府は、1.(2)および(5)、2.(9)および(10)並びに3.(2)③に加え、以下の事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

① 政府は、本法の施行後1年を目途として、要保護児童を適切に保護するために都道府県および児相が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること（本法附則第7条第2項関係）。

② 政府は、本法の施行後5年を目途として、本法による改正後の児童福祉法および虐待防止法の規定の施行の状況を勘案し、児童虐待の予防および早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童の保護および自立の支援並びに保護者に対する指導および支援の在り方その他の児童虐待の防止等に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること（本法附則第7条第9項関係）。

③ 政府は、本法の公布後3年を目途に、配偶者からの暴力の発見者による通報の対象となる配偶者からの暴力の形態および保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとすること（本法附則第8条第1項関係）。

④ 政府は、本法の公布後3年を目途に、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導および支援の在り方について検討を加え、その結果に基

づいて必要な措置を講ずるものとすること（本法附則第8条第2項関係）。

（2） 経過措置等（一部の規定を除き2020年4月1日施行）

本法の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと（本法附則第2条から第5条までおよび第9条）。

III 国会での審議

1. 法案審議の経過

改正法案は、2019年3月19日に閣法第55号として第198回国会衆議院に提出された。一方、衆法第7号として「児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が2019年4月26日に発議され、同年5月10日に衆議院厚生労働委員会に付託された。次のような審査の過程において、与野党協議が成立し、同年5月24日に衆法第7号は撤回され、改正法案に一部修正が加えられた本法案が2019年6月19日に成立し、同年6月26日に令和元年法律第46号として公布された。

| 審議した院 | 会議名 | 開催日 | 審議状況 |
|-------|---------|-----------|----------|
| 衆議院 | 厚生労働委員会 | 令和元年5月10日 | 付託 |
| 〃 | 〃 | 令和元年5月24日 | 審査結果／修正 |
| 〃 | 本会議 | 令和元年5月28日 | 修正（全会一致） |
| 参議院 | 厚生労働委員会 | 令和元年6月5日 | 付託 |
| 〃 | 〃 | 令和元年6月18日 | 審査結果／可決 |
| 〃 | 本会議 | 令和元年6月19日 | 審議結果／可決 |

2. 法案審議の概要

（1） 改正法案・同修正案に関する趣旨説明

① 改正法案の趣旨

- ・国務大臣（根本匠君） 「児童相談所における児童虐待相談への対応件数は、一貫して増加が続いており、平成二十九年度には十三万件を超えていました。時に痛ましい事件により、かけがえのない子供の命が失われる状況が生じており、児童相談所の

体制強化、関係機関間の連携強化等の対策が喫緊の課題となっております」。「こうした状況を深刻に受け止め、児童虐待防止対策の強化を図るため、この法律案を提出いたしました」。

「第一に、児童の権利擁護であります」。「体罰禁止を法定化するとともに、政府は、この法律の施行後二年をめどとして、民法に定める懲戒権の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。また、児童相談所の業務として、児童の安全確保を明文化するほか、児童福祉審議会において児童に意見を聞く場合においては、その児童の状況や環境等に配慮することとしています」。

「第二に、児童相談所の体制強化であります」。「児童相談所がちゅうちょなく一時保護などの介入的対応を行うことができるよう、介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けること等としています。また、児童相談所において常時弁護士の指導の下で法律関連業務を行うための体制整備、医師及び保健師の配置、児童福祉司の任用要件の見直し等による職員の資質の向上を図るとともに、児童相談所の業務に係る第三者評価を努力義務として規定することとしています」。

「第三に、児童相談所の設置促進であります」。「児童相談所の管轄区域に関し、人口その他の社会的条件について定める参酌基準を法定化するとともに、政府は、この法律の施行後五年間をめどとして、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとしています」。

「第四に、関係機関間の連携強化であります」。「学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員について守秘義務を規定するとともに、ドメスティック・バイオレンス対策との連携強化を図るため、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターについて、相互に連携協力に努めるべき機関として法律上明確化することとしています」。

「最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成三十二年四月一日としています」。

「以上がこの法律案の趣旨でございますが、この法律案につきましては、衆議院において、元号表記を改めるほか、一部修正が行われたところであります」⁽⁷⁾。

② 改正法案に対する衆議院における修正の趣旨

- ・衆議院議員（西村智奈美君）「本修正は、子供の命を守る観点から、政府提出の法

(7) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第15号（令和元年6月6日）42頁2段目以下。

律案を一層充実させ、児童虐待防止対策の更なる強化を図ろうとするもので、その主な内容は、第一に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとすること。

第二に、政府が検討を加えるべき、児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の例示として、児童の意見を聞く機会の確保及び児童の権利を擁護する仕組みの構築を追加すること。

第三に、児童福祉司の数の基準に関する政令は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、里親への委託の状況及び市町村における児童福祉法による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して定めるものとすること。

第四に、関係機関等は、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないものとすること。

第五に、児童相談所長は、児童虐待を受けた児童が住所等を管轄区域外に移転する場合においては、当該児童及び児童虐待を行った保護者について、移転の前後における支援が切れ目なく行われるよう、移転先の児童相談所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとともに、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとすること。

第六に、児童相談所の体制強化に対する国の支援の在り方についての検討規定、通報の対象となるD Vの形態及び保護命令に係るD V被害者の範囲の拡大についての検討規定等を追加すること」⁽⁸⁾。

(2) 児童の権利擁護

① 体罰禁止法定化の趣旨と体罰の範囲

- ・内閣総理大臣（安倍晋三君）改正法案においては、「体罰を加えることが、民法上の懲戒権の範囲を超えて、許されないものであることを法律上明確化しております。これにより、親権の行使における体罰は一切禁止されることになります」。「また、

(8) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第15号（令和元年6月6日）42頁4段目以下。

……懲戒権については、家族の在り方に関わり、国民の間でも様々な議論があると承知しています。このため、その規定の在り方については、国会における議論等も踏まえながら十分に議論を尽くす必要があり、そのような過程を経ることなく直ちに懲戒権の規定を削除するのは適当ではないと考えています」⁽⁹⁾。

- ・政府参考人（浜谷浩樹君：厚生労働省子ども家庭局長）「今回の体罰禁止の法定化の趣旨でございますけれども、痛みや苦しみを利用して子供の言動を支配するのではなくて、子供が健やかに育つことについて、子育て中の親に対する支援も含めて、社会全体で啓発していくために行うものでございます。そういう意味では、体罰を禁止する本質的な理由につきましては、子供に対して痛み、苦しみを与えようすること、その痛み、苦しみを利用した懲戒により子供の言動を支配しようすること、これらにより、体罰が子供の心身の健全な育成の観点から悪影響があることにあると考えております」。「……具体的な体罰の範囲につきましては、今後、学校教育法のこうした体罰の範囲等も参考にしながら、有識者の意見も踏まえ、ガイドラインを策定してまいりたいというふうに考えております」⁽¹⁰⁾。
- ・政府参考人（浜谷浩樹君）「今回禁止される体罰の範囲には、言葉により戒める行為は含まれません。ただし、著しい暴言等に該当するものにつきましては、児童虐待の心理的虐待に該当し、禁止をされております」。「それで、今回の体罰の範囲に言葉による戒めを含めていない理由でございますけれども、正当な言葉による叱責と不当な言葉掛けとの線引きについて国民的な合意ができておらず、言葉による心理的負荷については明示的に禁止することが現段階では困難ではないかというふうに考えております」⁽¹¹⁾。

② 児童の意見表明

- ・政府参考人（浜谷浩樹君）「厚生労働省におきましては、児童福祉審議会を活用して子供の意見を受け付け、必要な助言、調整を行います取組等をまとめたガイドラインを策定したところでございます。……子供からの意見表明につきまして調査、審議する部会を置き、その部会の委員といたしましては、まずは、子供の権利擁護を始め児童福祉全般に精通した者を選任すべきこと、二つ目には、委員はその子供の意見表明を受け付けてから可能な限り迅速な対応が可能な人材が望ましいこと、

(9) 第198回国会参議院本会議録第23号（令和元年6月5日）4頁3段目以下。

(10) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第16号（令和元年6月11日）22頁2段目以下。

(11) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第18号（令和元年6月18日）6頁1段目。

それから三点目ですけれども、……独立性、第三者性を担保するため児童相談所の関係者は望ましくないことを示しますとともに、子供の意見表明を支援する支援員が施設等を定期的に巡回いたしますとともに、子供から意見表明があったときに意見を聞き取り、サポートすること等を示したものとなっております」。「さらに、法律上もこうした枠組みの適切な運営がなされますように、本法案におきましては、意見を述べる児童を支援する専門的知識及び技能を持つ職員の児童福祉審議会事務局への配置、あるいは審議会の場で児童が安心して意見を述べることができる雰囲気づくり等の配慮を行わなければならないというふうにしております」。「また、本法案の附則におきましては、その施行後二年をめどといたしまして、児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置といたしまして、児童が意見を述べることができる機会の確保、そうした機会において児童を支援する仕組みの構築等について検討することといたしております」⁽¹²⁾。

(3) 児相の体制強化・関係機関間の連携強化

① 介入機能と支援機能の分離

- ・政府参考人（浜谷浩樹君）「今後……児童相談所におきまして、機能に応じて部署を分ける、あるいは職員を分けること等のほかに、専門人材の確保及び育成に関する方策など体制整備を推進することにつきまして、国におきましてその取組内容を示しますとともに、都道府県等におきまして体制整備に関する計画策定を進めることといたしております」。「こうした取組を通じまして、児童相談所の介入機能と保護者支援機能、この二つの機能につきまして両面からの強化を図ってまいりたいというふうに考えております」⁽¹³⁾。

② 児童福祉司の増員

- ・内閣総理大臣（安倍晋三君）「児童福祉司の増員については、今後の虐待相談対応件数の増加やケースの複雑化に応じて、機動的な対応が必要です」。「こうした観点から、児童福祉司の配置数については、従来から政令において定めることとしており、政府案においては児童福祉司の具体的な数値を盛り込まなかつたところです。また、修正案においても、与野党協議の結果、配置数は盛り込まれず、人口や相談

(12) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第17号（令和元年6月13日）22頁3段目以下。

(13) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第16号（令和元年6月11日）9頁2段目。

件数、市町村における事務の実施状況を総合的に勘案して定めることとされているものと承知しています」。「昨年十二月に策定された新プランについては、現在約三千人の児童福祉司を二〇二二年度には約五千人体制とすることなどを内容としており、今後、このプランや修正案で示された勘案事項に基づいて、着実に児童相談所の体制強化を図ってまいります」。

- ・国務大臣（根本匠君）「児童相談所における個々の児童福祉司の担当ケース数については把握しておりませんが、新プランにおいては、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて児童福祉司一人当たり五十ケース相当だった配置標準を四十ケース相当となるよう見直すこととしています」⁽¹⁴⁾。
- ・衆議院議員（岡本充功君）「衆議院での修正は、……児童福祉司の数の基準を定めるに当たって勘案すべき事項を法律上明確にする観点から、児童福祉司の数の基準に関する政令は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、里親への委託の状況及び市町村における児童福祉法による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して定めることというふうにしました」。「これから先、児童虐待に係る相談件数が更に増加するような事態に備えては、児童福祉司の数の基準については、児童虐待に係る相談に応ずる件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする規定を修正に加えまして、今後増えていくそうした件数に対応できるように修正を図ったというふうに御説明させていただきたいと思います」。
- ・政府参考人（浜谷浩樹君）「新プランに掲げるケース数でございますけれども、これは、単純にその件数を人数で割るのではなくて、特定の時点における児童福祉司の担当ケース数の平均を基に、相談種別の業務量を踏まえて計算しております」。「すなわちですけれども、虐待につきましては、基本的には継続ケースとかが多く手間が掛かりますので、そういう意味では、虐待は一件でもその業務量が多い。一方で、その他の相談につきましては、割と簡易にといいますか、相談してその応答しておしまいとか、そういうものもございますので、そういう意味では虐待に比べますと一件当たりの手間が小さいものと考えております」。「そういう意味では、そういういた虐待以外のものについては、そういう手間が少ないことも考慮した件数、

(14) 第198回国会参議院本会議録第23号（令和元年6月5日）6頁4段目および12頁2段目。

そういう考え方でございます」⁽¹⁵⁾。

③ 児童相談の専門性強化

- ・政府参考人（浜谷浩樹君）「常勤の弁護士を置くことに加えまして、この準ずる措置におきまして、例えば外部の弁護士事務所と委託契約を結びまして、常時必要な法的助言を受けることができる体制を構築すること等も考えられると思います。これは、地域によってやはり弁護士の配置形態、様々でございます。弁護士の人数、確保策も地域によって様々でありますので、配置方法については一律に定めるではなくて、地域の実情に応じまして実質的に日常的に弁護士が関与できる体制が取れるよう、常時弁護士による助言又は指導の下で法的な業務を行える体制整備、こういった形で地域の実情に応じて推進していただくことが重要と考えております」⁽¹⁶⁾。

④ 児童相談の設置促進

- ・内閣総理大臣（安倍晋三君）「中核市、特別区による児童相談所の設置は、身近な地域で子育て支援から虐待対応までの切れ目ない一貫した対応につながるものであると考えています。一方、人口規模や当該自治体の有する人材などの状況も様々であり、一律に義務化することは適切ではないなどの意見が地方団体等から寄せられています」。「こうしたことを踏まえ、政府案においては一律の義務化とはしていません。また、修正案においても、与野党協議の結果、必置義務は盛り込まれなかつたものと承知しています。国としては、今後、施設整備や人材確保、育成など、児童相談所の設置に向けた支援を抜本的に拡充してまいります」。「設置の見込みについては、既に、児童相談所を設置する方向や、設置する方向で検討中の自治体が数多くあり、こうした取組を通じて児童相談所の設置を推進してまいります」。

「五年間の支援期間については、施設整備や人材育成、確保などには一定期間が必要であり、五年間の集中支援期間を設定しております」⁽¹⁷⁾。

- ・政府参考人（浜谷浩樹君）「今回の法案では、児童相談所の管轄区域について、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参照して都道府県が定めるというような規定を新設いたしております」。「具体的な基準設定につきましては、……過去、人口五十万人に一か所程度という基準があったこ

(15) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第17号（令和元年6月13日）28頁1段目、26頁4段目および27頁1段目。

(16) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第16号（令和元年6月11日）28頁4段目。

(17) 第198回国会参議院本会議録第23号（令和元年6月5日）6頁4段目以下。

とも踏まえまして、虐待予防、早期発見から虐待発生時の迅速、的確な対応を切れ目なく行う、一つ一つのケースに対しまして一層きめ細やかな対応を取ることが可能となる、こういった観点から、今後、地方団体とも協議しながら検討していく予定でございます」⁽¹⁸⁾。

⑤ 関係機関間の連携強化

- ・内閣総理大臣（安倍晋三君）「転居ケースなどにおいて自治体間の引継ぎを効率的に行うため、情報システムを活用することは有効と考えています」。「本年三月の関係閣僚会議において、全都道府県においてシステム整備の構築を進めること、その際、国において、情報共有の標準的な仕様を示すとともに、システム構築に必要な費用を支援すること、加えて、全国の都道府県間の情報共有システム構築に向けた検討を進めることを決定しているところであります、より効率的に情報共有できるシステムの構築に努めてまいります」⁽¹⁹⁾。
- ・政府参考人（浜谷浩樹君）「児童相談所におきまして情報共有を行う目的は、情報共有を契機といたしまして、警察と連携して子供の安全確認を確実に行う、安全確認を必要な支援につなげるということでございます」。「警察との情報共有等に当たりましては、単なる情報共有にとどまるのではなくて、円滑に連携が図られるよう、要対協も活用して、児童相談所等の支援の方針等を警察とも共有して、方向性を一つにした対応を取ることが重要であるというふうに考えております。先行する自治体ではこうした考え方の下に取組をされておりますので、引き続き、先行する自治体での取組も十分踏まえながら、情報共有の在り方について検討してまいりたいと考えております」⁽²⁰⁾。
- ・衆議院議員（岡本充功君）「児童虐待を受けた児童が転居をした場合においても切れ目のない対応が行われるよう、転居前の児童相談所の所長は転居先の児童相談所の所長に対して速やかに必要な情報の提供を行うとともに、転居先の児童相談所の所長は要対協が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るための必要な措置を講ずるものというふうな修正を加えました」。
「結果として、施設入所等の措置の解除に当たり、指導の効果、再発予防の措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないところ、これらの勘案要

(18) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第16号（令和元年6月11日）17頁3段目。

(19) 第198回国会参議院本会議録第23号（令和元年6月5日）9頁1段目。

(20) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第18号（令和元年6月18日）8頁3段目以下。

件に加えて、……児童の家庭環境を勘案事項として法律に明記しました」⁽²¹⁾。

⑥ 要保護児童対策地域協議会からの情報提供の求めに対する関係機関等の応諾

- ・衆議院議員（西村智奈美君）「児童虐待を早期に発見し、各関係機関が適切な役割分担の下で児童虐待への対応を進める上で、要保護児童対策協議会は極めて重要な役割を担っております。そのため、現行の児福法においては、要保護児童対策地域協議会は、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる旨の規定が整備されております」。「こうした情報提供等が確実に行われるようにするため、修正案においては、要保護児童対策地域協議会から情報提供等を求められた場合に、関係機関はこれに応ずるよう努めなければならないというふうに定めたところでございます」⁽²²⁾。

（4）検討規定：DV対策との連動性の検討

- ・衆議院議員（西村智奈美君）「DV被害が生じた場合、その背景には様々な要因があると考えられますが、DV加害者について何らの指導や支援も行われなければ、DVやその裏に隠れた児童虐待が繰り返されるおそれは否定できません。このため、二度とそのようなを行いを繰り返さないように、繰り返させないようにするためにには、DV加害者に対して、適切な体制の下に効果的な指導や支援を行うことが重要であると考えております」。「DV加害者の更生のための指導、支援については、昨今、民間主導による実施が広がりを見せつつも、自治体レベルでは都道府県や政令指定都市であっても十分に行われているというふうには言い難い状況にあります。そこで、民間主導の動きを更に後押ししていくような支援の在り方や、地域の実情に応じた民間団体と関係機関との間の連携協力の在り方なども含め、幅広い視点から検討を加えるということを想定し、この規定を追加したところであります」⁽²³⁾。
- ・衆議院議員（岡本充功君）「児童が同居する家庭におけるDVは、児童虐待防止法において児童に対する心理的虐待に当たることとされており、また、DVが発生している状況の下では児童虐待を制止することは困難となる場合もあることから、DVと児童虐待が重複して発生する事態について児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが緊密に連携、対応していくことが必要と考えています。そのため、先ほど御指摘のよ

(21) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第17号（令和元年6月13日）31頁3段目。

(22) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第16号（令和元年6月11日）16頁3段目。

(23) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第16号（令和元年6月11日）16頁4段目。

うな衆議院での修正になりました。連携強化を図るべき関係機関の例示として、配偶者暴力相談支援センターが明記されたわけあります」⁽²⁴⁾。

3. 附帯決議

(1) 衆議院厚生労働委員会附帯決議

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体的な例示を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めること。その際、子どもに手を上げてしまった保護者を追い込むのではなく、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口についても周知し、支援すること。

また、法施行後二年を目途として検討される民法の懲戒権の在り方については、児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、規定の削除を含め、早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的に実施すること。また、学校健診、保育園健診の充実を検討すること。

三 若い世代をはじめ、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めること。

四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分勘案されること。

また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。

児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

(24) 第198回国会参議院厚生労働委員会会議録第17号（令和元年6月13日）30頁4段目。

五 子ども自身が教職員等に適切に相談することができるよう、学校教育の場において児童虐待に対する正しい知識を提供できる取組を推進すること。

また、学校、教育委員会の教職員等に対し、子どもの権利条約の周知も含めて必要な研修を実施するなど、教育現場における児童虐待対応の向上に努めること。

六 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の増員を確実に進めるとともに、その資質の向上が図られるよう、中長期的な研修の実施を含め、人材確保のため必要な措置を講ずること。

また、児童福祉司一人当たりの相談対応件数が平均で四十件を超えないよう、更なる増員に向けた人材・財源確保に努めるとともに、非常勤職員の常勤化を含め、児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めること。

七 児童福祉司をはじめとした児童福祉を担う人材の専門性の向上に当たっては、地方自治体の職員が十分な経験を積み上げることが必要不可欠であることから、当該職員の人事異動等に際し、地方自治体に対し配慮を求めるなど、必要な措置を講ずること。

また、児童相談所における介入機能と支援機能の分化に当たっては、一体的な対応が必要なケースもあることを踏まえつつ、各児童相談所の実情等に応じた柔軟な取組が行えるようにすること。

八 市町村における相談支援体制を強化するため、全市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置・運営のため必要な支援の拡充を図ること。

九 一時保護を必要とする子どもが適切な環境の下で保護されるよう、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。

また、一時保護中においても、従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めること。

十 要保護児童対策地域協議会の実効性を向上させ、関係機関が有機的に連携しながら活動できるよう、調整担当者の研修内容の充実や入ることが望ましい構成機関、効果的な運営方法に関するガイドラインの作成などにより必要な支援を講ずること。

十一 中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずること。併せて中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。

また、不交付団体に対する支援について検討すること。

- 十二 児童虐待の対応に当たり、家庭が転居する際には、リスクが増加するため十分な注意を払いつつ、地方自治体間の引継ぎを徹底するとともに、児童相談所及び市町村相互間の情報共有を効率的かつ効果的に行うことができるよう、全都道府県において情報共有システムの構築を推進すること。
- 十三 児童相談所における援助方針会議の会議録には、後で検証ができるように、組織としての判断とその判断の理由を明確に記録するよう支援を行うこと。
- 十四 警察と児童相談所との連携が円滑にいくよう警察と児童相談所の合同研修の実施や、警察における虐待対応の専門部署の設置等を通じ、交番等における早期発見など、警察及び児童相談所双方の対応力の強化を図ること。
- 十五 虐待対応とDV対応の連携の実効性を確保するため、婦人相談員の専門性確保や待遇改善など、必要となる体制整備等の措置を講ずること。
- 十六 虐待の再発を防止するため、加害者である保護者への支援プログラムについて、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、プログラムの実施を推進すること。
- 十七 一時保護等から家庭復帰した後の虐待の再発により、子どもが被害を受けることも少なくないことから、家庭復帰後の一定期間においては児童相談所による家庭訪問の実施等を通じて児童からの意見の聴取や養育状況等を把握するとともに、切れ目なく保護者支援が実施されるよう、必要な措置を講ずること。
- 十八 児童虐待が再発した状況等に関する調査、分析等を行い、必要な対策を講ずること。
- 十九 新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、里親の開拓、研修及び養成のほか、フォスタークリーニング機関の整備等の支援体制を拡充すること。
- 二十 心理的困難や苦しみを抱えているなど、里親委託が難しい子どもたちもいることから、心理的治療や相談援助を行う児童心理治療施設の整備が図られるよう、必要な支援を講ずること。
- 二十一 児童養護施設等の施設内における暴力、性暴力について、実態調査の結果等を踏まえ、子ども間に限らず、問題の発生を防止するための効果的な対策について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。
また、被害にあった子どもが、継続的に心身のケアを受けることができるために必要な措置を早急に講ずること。
- 二十二 子どもの死因に関する情報の収集、管理、活用等に関する体制整備の在り方に

について速やかに検討し、虐待の再発防止に資するよう必要な措置を講ずること。

二十三 子どもが意見を述べることを支援するための制度を構築し、子どもの最善の利益を確保するため、いわゆるアドボケイト制度の導入に向けた検討を早急に行うこと。

二十四 児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。

（2）参議院厚生労働委員会附帯決議

児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、深刻な児童虐待事件が後を絶たない事態に鑑み、児童虐待の根絶に向けて、本法及び関係閣僚会議等において定めた対応策を着実に実施するとともに、子どもの命を守ることを何よりも第一に据え、国・地方自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策の更なる強化を図るため、必要な取組を率先して進めること。

二、体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体例を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発に努めること。その際、子どもに体罰をしてしまった保護者を追い込むのではなく、その行為の非を自ら認知し、再発の防止が確保されるよう、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、支援すること。また、本法施行後二年を目途として検討される民法の懲戒権の在り方については、子どもの権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、規定の削除を含め、早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

三、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。あわせて、乳幼児健診、就学時健診、学校健診及び保育園健診の充実を検討するとともに、乳幼児・子どもの健診等の機会を活用して保護者、とりわけ母親に対する相談・支援の拡充について検討し、必要な施策を講ずること。さらに、虐待の未然防止を図るため、支援を必要とする保護者、特に妊産婦への産

前・産後の支援を強化すること。

四、医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすること。また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。さらに、児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

五、子どもの適切な保護の実施及び一時保護等の解除の判定に当たっては、医療とのより密接な連携の強化が必要であることから、協同面接と医学的判断とを連携させたアセスメントの取組を参考とするなど、具体的な方策を検討し、必要な措置を講ずること。

六、子ども自身が教職員等に適切に相談することができるよう、学校教育の場において児童虐待に対する正しい知識を提供できる取組を推進すること。また、学校、教育委員会の教職員等に対し、子どもの権利条約の周知も含めて必要な研修を実施するなど、教育現場における児童虐待対応の向上に努めること。

七、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の増員を確実に進めるとともに、その資質の向上が図られるよう、中長期的な研修の実施を含め、人材確保のため必要な措置を講ずること。また、児童福祉司一人当たりの相談対応件数が平均で四十件を超えないよう、更なる増員に向けた人材・財源確保に努めるとともに、非常勤職員の常勤化を含め、児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めること。

八、児童福祉司を始め、児童福祉を担う人材の専門性の向上に当たっては、地方自治体の職員が十分な経験を積み上げることが必要不可欠であることから、当該職員の人事異動等に際し、地方自治体に対し配慮を求めるなど、必要な措置を講ずること。また、児童相談所における介入機能と支援機能の分化に当たっては、一体的な対応が必要なケースもあることを踏まえつつ、各児童相談所の実情等に応じた柔軟な取組が行えるようにすること。

九、保護者を孤立させず、妊娠期からの切れ目のない支援を実施するため、市町村における相談支援体制の強化に向け、全市町村における子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置・運営や人材育成のため必要な支援の拡充を図るとともに、そのための財源の確保に努めること。

- 十、一時保護を必要とする子どもが一時保護中においても従前の学校に通学できるようするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めるとともに、一時保護の受皿の整備を早急に進めること。また、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化のため必要な支援の拡充を図るため、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。
- 十一、要保護児童対策地域協議会の実効性を向上させ、関係機関が有機的に連携しながら活動できるよう、調整担当者の研修内容の充実や参画することが望ましい構成機関、効果的な運営方法に関するガイドラインの作成などにより必要な支援を講ずること。
- 十二、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずるとともに、中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。また、不交付団体に対する支援について検討すること。
- 十三、学校の教職員、児童福祉施設の職員等子どもの福祉に職務上関係のある者の守秘義務については、職務に関して知り得た秘密の漏えいが深刻な事態を招きかねないことに鑑み、十分に徹底するとともに、関係機関間において必要な情報提供等を妨げることのないようにすること。
- 十四、児童虐待の対応に当たり、家庭が転居する際には、リスクが増加するため十分な注意を払いつつ、地方自治体間及び児童相談所間の引継ぎを徹底するとともに、児童相談所及び市区町村相互間の情報共有を効率的かつ効果的に行うことができるよう、全国統一ルールの作成を検討するほか、全都道府県において情報共有システムの構築を推進すること。あわせて、同一都道府県内だけでなく全国の都道府県間の情報共有システムの構築についても速やかに検討すること。
- 十五、児童相談所における援助方針会議の会議録には、事後に検証ができるよう、組織としての判断とその判断の理由を明確に記録するよう支援を行うこと。
- 十六、警察と児童相談所の合同研修の実施や、警察における虐待対応の専門部署の設置等を通じ、警察及び児童相談所双方の対応力の強化を図ること。また、児童相談所や警察等の関係機関間で要保護児童の情報を共有できる共通データベースシステムの整備について、必要な検討を進めること。
- 十七、虐待対応とDV対応の連携の実効性を確保するため、婦人相談員の配置促進や専門性確保、待遇改善など、必要となる体制整備等の措置を講ずること。そのた

めに、また婦人相談所と一時保護所の環境改善に向け、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

十八、児童虐待の再発を防止するため、加害者、特に虐待を行ってしまった保護者への支援プログラムについて、既に支援を実施している民間団体等との協力・連携を進め、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、保護者の抱える複合的な問題に寄り添った継続的な支援を実施することを念頭に、個々の事情やニーズに応じた支援プログラムの開発及び実施を推進すること。

十九、一時保護等から家庭復帰した後の虐待の再発により、子どもが被害を受けることも少なくないことから、家庭復帰後の一定期間においては児童相談所による家庭訪問の実施等を通じて子どもから意見を聴取するなど、養育状況等を把握とともに、切れ目なく保護者支援が実施されるよう、必要な措置を講ずること。

二十、児童虐待が再発した状況等に関する調査、分析等を行い、必要な対策を講ずること。

二十一、新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、里親の開拓、研修及び養成のほか、フォスタークリング機関の整備等の支援体制を拡充すること。

二十二、心理的困難や苦しみを抱えているなど、里親委託が難しい子どももいることから、心理的治療や相談援助を行う児童心理治療施設の整備が図られるよう、必要な支援を講ずること。

二十三、児童養護施設等の施設内における暴力、性暴力について、実態調査の結果等を踏まえ、子ども間に限らず、問題の発生を防止するための効果的な対策について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。また、被害に遭った子どもが、継続的に心身のケアを受けることができるために必要な措置を早急に講ずること。

二十四、子どもの死因に関する情報の収集、管理、活用等に関し、府省間での情報共有を含む体制整備の在り方について速やかに検討し、虐待の再発防止に資するよう必要な措置を講ずること。

二十五、子どもが意見を述べることを支援するための制度を構築し、子どもの最善の利益を確保するため、いわゆるアドボケイト制度の導入に向けた検討を早急に行うこと。

二十六、若い世代を始め、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）に

について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。加えて、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めるとともに、専門性を有する応対者の育成・確保に努めること。

二十七、日本で暮らした経験が限られるために、日本語や日本の社会通念等について意思疎通が難しい子ども・家族が一定程度存在していることから、そのような子ども・家族に対応する児童相談所等における対応の実態を調査し、適切な支援を行うこと。

二十八、過去の虐待により心の傷を負ったことで、社会生活を送る上での困難を抱えている成人に対する支援を充実させるよう、必要な検討を進めること。

二十九、児童虐待相談対応件数の急増に伴って児童相談所の業務量も大きく増加している中で、児童相談所の確実な業務遂行体制が確保されなくなる懸念が生じていることから、保健所、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター等への将来の業務移管を含め、児童相談所の業務内容を必要に応じて検証すること。

三十、児童相談所の設置目的について、子どもの命を第一に掲げるという理念を宣言する内容に改正することの検討を行うこと。また、職員一人一人に児童相談所の設置目的とその理念が浸透するよう、必要な研修等を行うこと。

三十一、オレンジリボン運動を国民運動として強力に推進するため、企業・団体・個人のサポーター会員の募集やポスターコンクールとその配布の活性化など、政府として積極的に関わること。

右決議する。

IV 地方自治との関係

(1) 児童の権利擁護

子どもの権利擁護については、本法成立前、たとえば、川崎市子どもの権利に関する条例（2000（平成12）年12月21日条例第72号、最近改正2005（平成17）年3月24日）第15条第1号で子どもの「参加する権利」の一つとして「自分の意見を表明し、その意見が尊重されること」（かつ、その権利保障に関する第32条以下も併せて参照）、また、同条例第19条で「親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない」こと、第23条第1項で「施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を

行ってはならない」旨が定められていた。また、都道府県レベルで初めて体罰禁止を定めたとされる東京都子供への虐待の防止等に関する条例（2019（平成31）年3月29日条例第50号）では、第6条第2項で保護者の責務として「保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない」と定めている。ここでいう「子供の品位を傷つける罰」とは、「保護者が、しつけに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するもの」をいう（同条例第2条第1項第7号）。

「体罰」には、明確にそういうものもあれば、その境界設定が難しいグレーゾンもある。自治体のみではなく、国レベルの法制度（ガイドラインを含む）においても、できるだけ明確化に努めると共に、これら取り組みを踏まえつつ、社会意識や状況変化などに対応し、適時かつ適切に見直すことも重要である。また、本法では、継続的な検討課題とされているが、児童虐待対応と子どもの意見表明権については、法律と条例間で齟齬を来すことがないように配慮し、また、条例等による法制度化やその適用・運用に当たって、自治体としての積極的取り組みが重要となる⁽²⁵⁾。

（2）児相の体制強化と設置の促進

児相の体制強化と設置促進には共通の課題がある。それは、専門性が必要となる児相人員の急激な増加は「質の低下を招く」おそれがあり、相応の時間が必要となること、そして、専門性を高めるためには財政的裏付けも必要となることなどである。

まず、体制強化については、新プランにより2022年度までに児相における児童福祉司が約2,000人増、児童心理司が約800人増のほか、本法により2022年4月からすべての児相に医師および保健師の配置が進められることとなる。それぞれの職員が専門性を高めることで児相の体制強化につながるよう取り組むことが必要となる。なお、児童福祉司の相談対応件数については、衆参両議院の厚生労働委員会附帯決議において、一人当たり40件を超えないよう努めることが求められているが、相談種別や業務量等の重み付けなども考慮されることが本法案審査において答弁されており、これらの点の明確化が必要となろう。加えて、児相において「常時」弁護士の助言・指導を受ける体制が求められているが、子どもや保護者、家族関係などに関わる福祉分野ならで

(25) 小野善郎・薬師寺真編著『児童虐待対応と「子どもの意見表明権」——一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み——』（明石書店、2019年）における岡山県の弁護士と連携した取組事例も参考になる。

はの視点や専門性が求められる⁽²⁶⁾。また、児童心理司の配置基準のほか、児相の業務評価の方法と基準やその活用方法、業務評価に必要な書類作成などの作業量なども今後の注目点となる。

なお、介入対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける機能分離について、その趣旨とするところは理解できるところがある。ただ、実態面からみた場合、一時保護等の介入を実施しない多くの虐待相談に関する役割分担を検討する必要があり、児相の相談体制や地域事情を考慮して自治体や児相が考えていくべき課題であるとの指摘もある⁽²⁷⁾。後述の市町村の役割分担とも関連する重要な指摘であろう。

中核市等における児相の設置状況等については、表－5にあるとおりである。特別区では、練馬区が児相設置方針を探っていない。その理由⁽²⁸⁾は、通告件数に比し、一時保護児童数はさほど増加していないことや、財政面（財源移譲）⁽²⁹⁾などのほか、専門的知見が必要な児相職員の増員が容易ではないこと、区ごとの児相設置は児童養護施設の開設にも連動しうることなどがあげられている。ただ、児相の機能は必要と考えられているため同区内の子ども家庭支援センターに東京都の児相機能と職員を配置する協定締結や同センター内に「練馬区虐待対応拠点」を設置し、都児相職員による相談・調査のほか、広域的・専門的支援に対応するなどの取り組みが行われる。このような取り組みに対する評価は、国の方針とも関わり分かれるところであろうが、一つの自治の現れとして、今後、継続的な分析・検討が必要となろう。

なお、本法では、児相の管轄区域について、政府は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を考慮して基準を定めるとされており、どのような基準とすべきかが課題となる。児相における相談業務には虐待対応を含む養護相談のみではなく、障害相談、育成相談、非行相談などがあり、相談件数の差異、地域住民間の近接性など

(26) 磯谷文明「児童虐待の現状と防止対策の今後」法律のひろば72巻10号（2019年）42頁以下および日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル』（明石書店、第6版、2017年）参照。

(27) 影山孝・大友桂子「児童福祉法改正と児童相談所」法律のひろば72巻10号（2019年）12頁（15頁以下）参照。

(28) 練馬区長の記者会見（2016年第二回定例会：<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kuchou/kaiken/20160608.html>：2020年2月14日現在。以下同様）および練馬区長所信表明（令和2年第一回定例会：<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kuchou/shoshin/020205.html>）参照。

(29) 2020（令和2）年度都区財政調整協議の結果（速報）によれば、児相の設置に伴い、2020年度から都区間の財源配分割合が0.1%増額され、2024年度の配分の在り方を改めて協議することとなっている（<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/seido/kyougi.html>）。

地域事情も業務量に影響することもあり、児相の規模、相談体制などを十分勘案することが必要であるとの指摘がある⁽³⁰⁾。あわせて、中核市において児相の設置が進んでいない原因を分析し、有効な支援策を実施する必要があろう。

(3) 関係機関間の連携強化

本法では、前述のとおり、守秘義務の「法定化」のほか、連携機関の明記による連携強化が意図されている。守秘義務自体は公務員法等の個別法令で定めが既にあり、児童虐待防止法における「明確化」は経緯からすれば確認的な意味をもつものといえよう。ただ、それと併せて、適切な連携を阻害するような運用が否定されている点にも留意が必要である。

児相は、当初、児童に関するあらゆる相談に応じることが目的であったが、2004年児童福祉法改正により、児童家庭相談については市町村が、そのうち専門的知識等を要する場合や市町村間の連絡調整等を児相が担うこととされた。それゆえ、児相のみではなく、児童等にとってより身近な市町村の役割、その相談体制（子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を含む）も今後注目すべき重要な点である⁽³¹⁾。

（しもやま けんじ 一橋大学大学院法学研究科教授）

(30) 前注(27)影山・大友論文12頁以下参照。

(31) 川崎二三彦「関連機関の連携強化に向けて」法律のひろば72巻10号（2019年）21頁以下参照。